

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 4 月 26 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601186号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700014号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月24日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成16年9月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年9月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月24日

A社から支給された賞与について、請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)及び請求期間の賞与に係る支給額等を記載した対象者リスト並びに年金事務所から提出された同社の請求者に係る「16年9月分賃金支給明細書」により、請求者は、平成16年9月24日に同社から賞与(35万円)の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(35万円)より低い標準賞与額(21万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金支給明細書及び対象者リストにより確認できる厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 10 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601190号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700015号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月24日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成16年9月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年9月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月24日

A社から支給された賞与について、請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)及び請求期間の賞与に係る支給額等を記載した対象者リスト並びに年金事務所から提出された同社の請求者に係る「16年9月分賃金支給明細書」により、請求者は、平成16年9月24日に同社から賞与(10万円)の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(10万円)より低い標準賞与額(6万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金支給明細書及び対象者リストにより確認できる厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 10 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601181号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月
② 平成16年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与の記録が漏れているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求期間①及び②に係る賞与について、資料を保管していないため、当該賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、請求者は、A社において車の整備を行っており、タクシーに勤務していない旨陳述しているところ、同社のタクシー事業部門及び同社が保有していた書類一式を引き継いだB社の事業主は、請求者を含む職員(乗務員以外)については、貸金台帳等の資料を保管していないと回答しており、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が請求期間①当時から居住しているC市の市役所税務担当者は、7年以上前の税務関係の資料は保存していない旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与支給明細書等の資料は保有していない上、賞与は現金で手渡しだった旨陳述していることから、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。